

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第3回 第2期（令和3年～令和6年）湧別町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和4年12月26日（月）午後1時30分 開会 午後2時50分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出 席 者 名	協議会：刈田会長（町長）、横幕委員、伊藤委員、辻委員、 牧野委員、畠山委員、石川委員、渡邊委員 事務局：斉藤未来づくり担当課長、渡辺主幹、島田主任、 高橋主事 湧別町関係職員：岩佐建設課長、宇佐美主幹
欠 席 者 名	長谷川副会長、郡委員
傍 聴 人 の 数	0名
会 議 の 内 容	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 会議成立確認 4. 議題 （1）湧別町空家等対策計画（素案）について （2）令和5年度の空き家関連補助事業について 5. その他 6. 閉会
会 議 資 料	1. 第3回 第2期（令和3年～令和6年）湧別町空家等対策協議会議案 2. 第2期湧別町空家等対策計画策定スケジュール（資料1） 3. 【素案】第2期湧別町空家等対策計画の概要（資料2） 4. 【素案】第2期湧別町空家等対策計画（資料3） 5. 令和5年度空き家関連補助事業（流通・利活用促進、除却支援）の概要（資料4） 6. 令和5年度に実施を予定している空き家関連補助事業について（資料5）

会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記) <input type="checkbox"/> 無
備 考	

1. 開会

事務局により開会を宣言した。

2. 会長挨拶

本日はお忙しい中、第3回湧別町空家等対策協議会にご出席くださいまして大変ありがとうございます。本日の議題としましては、平成29年度に策定した湧別町空家等対策計画が今年度をもって終了しますことから、2期目となる計画の素案についてご審議頂きたいと思っております。今後については、空き家の解体に関する補助制度ばかりでなく、改修に関しての補助制度の実施についても考えていかなければならないと思っております。本日は皆様方からのご意見を頂き、新たな計画の策定を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3. 会議成立確認

事務局から次の点について報告。

- ・委員10名中、8名が出席しており、委員の過半数以上の出席により会議が成立していること。
- ・湧別町附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要領に基づき、会議を公開とすること。

4. 議題（会長（町長）を議長として会議を進行）

（1）湧別町空家等対策計画（素案）について

事務局から、計画策定スケジュール、計画概要、計画案について説明。

会 長）まず、計画策定のスケジュールに関して何かご質問等がありますか。

（質疑及び意見はなし）

会 長）では、今回協議会後のスケジュールとして、事務局により説明した内容のとおり進めていきたいと思っております。次に、当該計画の中身に進みます。

第1章、第2章についてご質問等がありますか。

(質疑及び意見はなし)

会 長) 次に、第3章についてご質問等がありますか。

(質疑及び意見はなし)

会 長) 次に、第4章についてご質問等がありますか。

委 員) これまでの補助制度によって、大変、街なかが綺麗になったと思いますが、今後は、空き家の流通・利活用という点において、重点的に取り組んでいただきたいと思います。計画の内容はこのとおりで良いと思います。

会 長) これまでの補助制度により、かなりの件数の空き家が解体されましたが、空き地が目立っているため、空き家等を上手く活用していただけるような制度を考えていきたいと思います。

第5章については、本町における空き家対策の実施体制に関する内容となります。全体を通して、ご質問等が無ければ、計画策定スケジュールに従い、パブリックコメントの実施をし、寄せられた様々なご意見のなかから、計画の修正等の必要がありましたら、再度、委員の皆様方のご審議をさせていただきたいと思っています。先ほど事務局から説明をした計画素案にて、パブリックコメントを実施してよろしいでしょうか。

(委員からの「はい」の声多数)

会 長) では、先ほど事務局により説明したスケジュールのとおり、事務を進めていきますので、よろしくをお願いします。

(2) 令和5年度の空き家関連補助事業について

事務局から、来年度の施行を検討している補助制度の取り組みの概要について説明。

会 長) 事務局から説明のあった来年度からの空き家関連補助事業について、なにかご質問等がありますか。

委 員) 空き家賃貸住宅化支援事業(仮称)に関して、補助対象となる建物の要件として、「昭和56年6月1日以降に着工された建物」を設けている理由は为什么呢。

事務局) 町内に所在する、耐震基準を満たしていない建物を減らしていき、基準を満たしている建物の割合を総体的に高めていきたいという考えがあり、

そのような要件を設けています。

委員) 賃貸住宅化の促進という観点からすると、この要件は設けない方が使いやすいのではないかと思います。

事務局) 基準を満たしていない建物への居住を規制するような法令は無いことから、要件にするか、しないか、改めて内部で検討させていただきます。

会長) 法令で規制されていないのであれば、基準を満たしていない建物についても、対象にしても良いような気はしますね。

委員) 耐震基準を満たしていない建物の耐震化を促進させていきたいのであれば、耐震化工事を対象にした補助制度があっても良いと思います。

会長) 空き家賃貸住宅化支援事業(仮称)の対象事業に「耐震化のための工事」を設けても良いのでは、ということですかね。

委員) そうです。

会長) その部分については、今後検討させていただきたいと思います。他にご意見等が無ければ、新制度制定に向けての事務を進めていきたいと思しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

5. その他

【事務局から】

- ・第2回空家等対策協議会において、特定空家等の判断を行った、中湧別北町所在の建物の対応及び措置の進捗状況について、報告を行った。

6. 閉会

事務局) 次回の会議につきましては、湧別町空家等対策計画のパブリックコメント終了後に、見直後の計画の提示や、本日の会議でご意見のあった、空き家関連補助制度について、内部で検討した結果のご報告を議題とし、3月上旬の開催を予定しております。本日は大変ありがとうございました。